

ぎふ美術展 応募チェックリスト

ぎふ美術展では、私的利用の範囲を超え作品がたくさんの方の目に触れるため、作品が第三者の権利を侵害していないか注意が必要です。作品応募の際には、以下を参考に、権利侵害となっていないか確認をしてください。

著作物とは…

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

例：絵画・彫刻などの美術作品、楽曲、歌詞、キャラクター、肖像写真、風景写真、建築作品など

1. 著作権について

- 著作物を無断で利用（複製（コピー）、まね）していないか。
- 第三者の著作物を利用する場合、利用許諾を受けているか。

2. 商標権について

- 商標権を有するロゴマーク（商標）等を利用していないか。
- ロゴマーク（商標）等を利用する場合、利用許諾を受けているか。

3. 肖像権・プライバシーの権利について

- 作品は、被写体やモデルの人物の承諾をもらっているか。

第三者の権利を侵害する作品であることが明らかになった場合、入賞・入選を取り消す場合があります。

第三者からの異議申し立て等があった場合、費用負担などを含め、すべて応募者が対処するものとします。

※入賞・入選作品はぎふ美術展HP（3Dバーチャル美術展）で常時公開されることにも留意してください。

【参考】文化庁ホームページ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

